

四万十森林管理署団体交渉（全国林野関連労働組合）

議 事 要 旨

- 日 時 平成22年3月16日（火）13：30～14：30
○場 所 四万十森林管理署 3階会議室
○出席者 【四万十森林管理署（当局）】6名
【林野労組四万十分会（組合）】13名

1 平成22年度業務計画にかかる労働条件について

組合）平成22年度業務計画で実施する各種事業が、平成21年度に実施した事業量より大幅に増加すれば職員への負担が掛かることが懸念される。現時点で事業量が確定しているもの及び見込まれる事業量について説明願いたい。

当局）平成22年度に実施する各種事業で、治山・林道・生産事業の一部である翌債、明許による事業は確定しているが、それ以外の事業については、現時点で確定されたものは示されていないところであるが、平成21年度に実行した事業量と比べて大幅な増減はないと考えており、今後、確定した段階で説明することとしたい。

2 職場環境の改善等について

組合）受動喫煙の防止対策については、平成14年8月に健康増進法が制定され、25条に受動喫煙防止にかかる努力義務が規定、平成15年7月には、人事院から「職場における喫煙対策に係る指針」が発出され、国有林の職場においても分煙対策が取られてきているが、当署の分煙対策の実施状況について説明願いたい。

当局）署の庁舎内は禁煙とし、1階は車庫の一角・2階及び3階についてはベランダの一角を喫煙場所に指定して分煙対策に取り組んでいるところである。

指定場所での喫煙について、再度、指導を徹底することとし、森林事務所事務室内においても原則禁煙・車内禁煙についても、指導を徹底することとしたい。

3 その他

- ① 総合的労働条件に関する要求について
- ② 国有林野労働者の賃金改善に関する要求について

組合）組合員からは、賃金引き下げ等により、極めて厳しい生活水準となってきたと言う声が上がってきている。こうした生活実態を踏まえ、既に提出している「総合的労働条件に関する要求書」について、組合要求を踏まえ早期解決を図ること。また、署段階で改善できる項目については、早期に署段階で解決を図ること。

当局) 総合的労働条件については、3月12日に「総合的労働条件に関する要求書」の提出を受けたところである。この総合的労働条件に関する要求については、職員にとって極めて重要な問題であると認識しているところであり、上局に対して早期に回答するよう上申したところである。

また、署で対応できるものについては、早期に解決を図って参る考えである。

組合) 2010新賃金要求書については、2010年の民間産業別の要求動向、中央労働委員会における新官民比較手法による水準比較、2009年春季生活闘争における賃上げ幅との関係及び国営関係部会の統一要求を考慮する中で、国有林野労働者の賃金改善に関する要求書を提出するので、これまでの経過を踏まえ、自主交渉・自主決着の基本姿勢に基づき、4月9日までに回答すること。

当局) 署としても、賃金については、重要な労働条件であるとの基本的な認識に立って対応して参る考えであり、誠意を持って上局へ上申して参りたい。